

② 宇治茶師による茶詰

次に、宇治茶師による茶詰について検討する。まず、茶詰への藩側の立ち会いについて見ると、元禄期以前は、伏見留守居と茶道が行っていた。しかし、元禄9(1696)年には、「宇治御茶之御用、河田権左衛門相勤」とされ⁴¹⁾、翌年も「宇治御茶御用今年茂河田権左衛門被仰付」とされている⁴²⁾。ここから、元禄9年以降、伏見留守居を代々勤めた河田家が単独でその御用を請け負うようになったことが知られるが、その理由は次のようなものであった。

【史料9】

(前略) 往古宇治御茶御用向、并夏分御茶詰上之節御茶道罷上り申候処、例年御物入茂多分二御座候に付、伏見御留守居江兼勤被仰付、只今二到り、年々御家老より右御用向相勤候様御奉書を以被仰付、数年来相勤来申候。伏見御屋敷に御茶壺七ツ往古より御土蔵二御座候。内壺ツ宇治御壺者御拝領之御壺二付、御大切二守護仕候様被仰渡候(後略)⁴³⁾

この史料は、河田家が明治初年に鳥取藩へ提出した家譜である。これによると、宇治茶の夏分の茶詰には茶道が毎年宇治へやって来ていたが、「御物入茂多分二御座候」という、藩財政上の理由のため、伏見留守居のみ立ち会うようになったのである。

茶詰を行う宇治茶師は、正保2(1645)年ごろから星野宗以家と上林竹庵家が勤めていたが、先述のとおり、延宝3(1675)年以降、史料上その名前を見ることができなくなり、以後、星野家が単独で行うことになる。

③ 愛宕山長床坊への茶壺の移送・保管

④ 愛宕山から伏見屋敷への移送

愛宕山長床坊との茶壺を介した関係は、元禄15(1702)年以降、史料上見られなくなる。こうした長床坊への茶壺の保管も、財政的な理由で中止されたものと考えられるが、西本願寺の事例では享保年間以降、寺の史料からその名が見られなくなるという⁴⁴⁾。これらを合わせて考えると、中止の理由が藩側だけではなく、長床坊側に中止せざるを得ない問題が生じた可能性がある⁴⁵⁾。この点については、さらなる事例の積み重ねが必要である。

⑤ 国元・江戸への輸送

前記のとおり、国元・江戸への茶壺の運搬は徒役のものが警固を行っていたが、これも往路と同じく廃止されたと考えられる。また、星野宗以によって茶壺が宇治で調達されるようになると、同家が国元・江戸へ

の運搬も行うようになった。表4を見ると、天保5年には「因州下シ賃」として銀64匁9歩2厘が支払われている。また、「新御壺」と「別」とされた煎茶については、箱の新調や筒り具代も請求されていることから、星野家が茶詰から荷造り、運搬まで行うようになっていたことがわかる。運搬の実務は、「星野宗以手代毎年御茶為御用罷越候」とされており、星野家の手代が行った⁴⁶⁾。

⑥ 茶壺の用途

茶詰された宇治茶の用途について同じく表4をより検討してみたい。一見してわかるとおり、宇治御壺と新御壺を除くと、菩提寺や位牌所、歴代藩主の法事の茶湯御用として使われるものであった。これらの袋茶はほとんど極上であったが、詰茶は宇治御壺と新御壺を除く茶壺には別儀揃が詰められていた。

こうした寺のうち、興禅寺・龍峰寺・慶安寺の3ヶ寺は、俗に「四ヶ寺」と呼ばれる藩内最高の格式を有する寺であった⁴⁷⁾。また、日香寺と芳心寺は「八ヶ寺」と呼ばれ、四ヶ寺に次ぐ格式をもつ寺院である。清泰院は岡山にある寺院で、忠継・忠雄の位牌所である。

これら寺社のうち、鳥取東照宮や藩内で最上位に位置づけられた東照宮の別当寺大雲院が入っていないことが気になるが、それ以外は、池田家の菩提寺と池田輝政と忠継、忠雄、光仲、さらにそれらの正室の位牌所であった。輝政、藩祖光仲とその父忠雄、伯父忠継は、鳥取池田家隆盛の祖であり、最も敬すべき先祖たちであった。

また、祖先の霊廟用の茶のほか、歴代藩主の法事御用に使われた。なぜか初代の光仲の名前が見られないが、天保5年までに没した歴代当主の霊前には宇治茶が供せられた。このように、近世後期になると茶詰された宇治茶のほとんどが、鳥取池田家の先祖供養のために用いられたことが知られる。

ただし、ここで検討に用いた「当子年御茶詰上之書付」は定式御用の宇治茶であり、もう一つの購入方法である臨時御用については記されていない。臨時御用の内容については、今回明らかにし得なかった。今後の課題である。

そのほか、口切の茶事にも使われており、例えば嘉永3, 4(1850, 51)年とも10月15日に、藩主慶徳のいる江戸藩邸で行われた⁴⁸⁾。この口切の茶事には、唯一の大判詰の茶壺である宇治御壺の茶が使用されたと考えられるが、宇治御壺は、先ほどの史料9によると伏見藩邸に常置され、藩邸から動くことがなかったことが記されている。このことから、口切用の茶は伏見藩

表5 茶料の変遷

年代		茶料		備考
		定式	臨時	
安永年中	1772～1781	金2枚、2貫625匁2歩4厘	2貫560匁～3貫	
天明7年	1787	金2枚、3貫96匁5歩3厘		天明7年以後、茶料減少
天明8年	1788	金2枚、4貫728匁2歩9厘		
寛政元年	1789	金2枚、4貫129匁3歩3厘		
寛政8年以降	1796～	—		儉約につき大判詰、蓮花王御壺詰中止
文化4年以降	1807～	—		真証院様御茶湯御用増し51匁8歩1厘
文政10年	1827	金1枚、1貫930匁3歩5厘	2貫545匁2歩	
文政11年	1828	金1枚、1貫930匁3歩5厘	1貫41匁1歩	
文政12年	1829	金1枚、1貫930匁3歩5厘	2貫546匁6歩	
文政13年以降	1830～	—		耀国院様御茶湯御用増し51匁8歩1厘
天保元年		金1枚、1貫637匁8歩1厘	1貫358匁6歩1厘	若殿様御用袋茶半25、詰茶2斤の御壺中止 臨時内訳：1貫目125匁6歩1厘+御国御法事用203匁
天保2年		金1枚、1貫637匁8歩1厘	1貫889匁4歩	

「御茶料定式高」（鳥取藩政資料12759）より作成。

邸で別の壺に詰め替えられ、藩主の在所に運ばれたと考えられる。しかし、口切茶事も文久2（1862）年12月19日に、御謡初や玄猪、嘉祥などの祝式とともに廃止されてしまう⁴⁹。

最後に、茶料の変遷について触れておきたい。茶料の変遷をまとめた表5を見ると、年々減少していく様子がわかる。その理由として、寛政8（1796）年の場合、「此度御儉約二付、御茶御用半減二被仰付候」と⁵⁰、儉約によるものであった。この時、大判詰の茶壺であった蓮花王壺への茶詰が中止され、大判詰は宇治御壺のみとなった。天保元（1830）年には若殿御用の茶壺も廃止された。

このように、藩財政の悪化による影響で、茶詰の規模も縮小し、茶料も減少していったのである。一方で、真証院（7代斉邦）や耀国院（8代斉稷）など死去した藩主の法事用御用は増えており、宇治茶の性格が時代を経て変化していく様子をうかがい知ることができる。

第2節 宇治茶師星野宗以と鳥取藩

前節では、鳥取藩と宇治茶に関わる諸事項を検討した。そこでは、藩財政の悪化の中で、茶詰御用が簡略化し、それまで藩が行っていた業務を星野宗以が代行するようになっていく姿を見ることができた。それでは、この宇治茶師星野宗以家と鳥取藩の関係が、近世を通じてどのように変化したのか、星野宗以が藩に提出した由緒書類を中心に検討していくことにしたい。

1 宇治茶師星野宗以家

まずはじめに、星野宗以家について概観しておく。星野宗以家は、宇治茶師のなかで最も格式の高い將軍御用を扱う御物茶師を勤める家柄で⁵¹、禁裏・仙洞御用の茶壺献上にあたっては宇治側の責任者として朝廷と調整を行うなど⁵²、上林一族と並ぶ名門の宇治茶師であった。同家の居宅は、宇治郷の鷺橋町にあり、取引先の大名家として加賀前田家や越後牧野家、伊予松平家などがあったことが知られている⁵³。上林三入家の史料では、「加州様（加賀前田家）、藝州様（安芸浅野家）、備前様（岡山池田家）、因州様（鳥取池田家）」が取り引き先として挙げられている⁵⁴。

星野家については、明治以降茶業を廃業してしまっているため、同家の資料がほとんど残されておらず不明な点が多い。そこで、寛政3（1791）年11月作成「茶師各家先祖由緒書」⁵⁵、享和2（1802）年12月作成「星野宗以家由緒書」⁵⁶、明治初年作成「星野巖家譜」⁵⁷から、明治初年にいたる星野家の当主について簡単にまとめておく。

初代 掃部（元和5年9月没）

大和国松永弾正忠家臣／元龜2年隱居後、道西

2代 宗以（寛永21年11月21日没）

はじめ源左衛門、剃髪後宗以／家康御代より御茶御用／寛永年中隱居、道齋

3代 宗以（寛文3年12月1日没）

寛永年間相続／明暦年中隱居、道齋

4代 宗以（貞享3年2月5日没）

養子（上林又十郎嫡男）／明暦年間相続／延宝8年隠居，道齋

5代 宗以（享保5年9月20日没）

延宝8年相続／元禄8年隠居，道西

6代 宗以（元文2年5月16日没）

養子（星野左兵衛嫡男）／元禄8年相続／享保9年隠居，宗也

7代 宗以（宝暦2年11月20日没）

享保9年相続

8代 宗以（寛政12年5月8日没）

宝暦3年2月相続／寛政6年隠居

9代 宗以（不明）

寛政6年10月相続／文化14年ごろ隠居，道齋

10代 宗以（弘化4年10月20日没）

文化14年相続／天保10年隠居，道齋

11代 宗以（安政5年10月25日没）

養子（10代宗以実弟嘉蔵）／天保10年相続／嘉永元年隠居，道齋

12代 宗以（不明）

養子（10代宗以実子宗立）／嘉永元年相続／明治3年鳥取藩士族召出

13代 巖（不明）

養子（11代宗以実子道之丞）

このように、星野家は松永久秀の家臣であった掃部を初代とし、明治初年まで13代を数えた。同家の隠居名は「道齋（西）」もしくは「宗也」、嫡子は「宗立」を名乗っていた。

2 池田輝政と星野宗以家

さて、鳥取池田家と星野宗以家の関係は、前節で検討したとおり、鳥取藩政資料からは寛永10（1633）年を初見としていた。しかし、寛保元（1741）年4月に星野宗以が鳥取藩へ提出した由緒書によると、その時期はさらに早まる。以下、長文となるがその由緒書を全文引用しておく。

【史料10】

寛保元酉年四月御櫓江書出ス写

一、私先祖星野掃部与申者、大和国松永弾正を頼罷在候処、掃部存念御座候而、城州宇治江引退、親類共方江身を寄罷在候、然ル所、其頃輝政公様御陣之節奈良越宇治郷被遊御通候砌、御道筋御案内之儀被仰出候処、掃部倅源左衛門与申者罷出御目見仕、御案内申上、御道筋之内、伏勢数多有之、花水川二おゐて左少之働を茂仕、段々御供之仕方應御意、源左衛門由緒をも被為聞召上、御家江可被召出之旨被仰出

候、乍然於宇治親類共より渡世のため、茶藪等貫逼塞仕候段申上候得者、濃州岐阜江被為召御茶指上候様被仰付、其後三州吉田御在城之節面々御壺二御茶詰候様二被仰付、其上御懇之御意を以吉田二おゐて源左衛門剃髪名宗以与改候様二被仰付候、右御壺詰上候以後、御家御吉事共御座候而、吉相之者と被仰出、公儀御茶御用輝政公様御威光を以被仰付、段々御取立被成下、於播州御合力知茂可被下置之旨被仰出候得共御辞退申上、依之御国中不残之御茶御用承候様二被仰付、宗以儀毎歳為窺御機嫌罷下、度々御懇之御意被成下、御道具等拝領之仕、就中御長刀一振被下置、只今二到所持仕罷在候、清泰院様御代備前表江度々罷下、段々御懇之御儀共伝承候、其後興禅院様御代若桜町二おゐて旅宿之為町屋敷拝領之仕、則大津屋孫左衛門与申者为致住宅候、其上為御合力御救御茶料御前金被為仰付、御代々不相替、只今二到り拝借被仰付難有奉存候、近来清源寺様御代元禄十一寅年私宅類焼仕、家財等迄焼失難儀仕候処、御救被成下取続難有奉存候、興禅寺様御代宇治御廻之節、私宅江被為掛御腰、御懇之御儀伝承仕候、正徳二辰年五月、天祥院様宇治御廻之節、私宅江被為掛御腰御懇之御儀難有奉存候、輝政公より御代々御書被下置所持仕罷在候、御代々之御厚恵之御救之御影を以、年来無恙相続仕、今年迄不相替伏見御屋敷二おゐて御目見被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、以上

西六月⁸⁰

この由緒書は、前半部が池田輝政、残りが鳥取池田家に関わる内容で構成されている。まず、池田輝政に関わる部分から見ていくことにする。

星野家先祖である星野掃部は大和国の松永弾正久秀家臣であったが、「存念」があつて宇治の親類方へ退身していた。その後、「御陣之節」に奈良越えをしようと宇治郷を通過した池田輝政を掃部倅源左衛門が道案内をした。その間、敵の伏勢が多く、「花水川」において戦功を挙げるなど、段々と輝政の意を得るようになった。輝政は、源左衛門の戦功と「由緒」を聞き、家臣に召し出そうとしたが源左衛門は固辞する。そこで、輝政は岐阜において茶詰を仰せつけ、三河吉田に移封後は家臣団の茶詰も行うようになった。さらに、吉田では輝政が源左衛門に剃髪と「宗以」への改名を仰せつけた。池田家では、宗以に茶詰をさせるようになってのち、多くの吉事が起こったため、宗以は「吉相之者」とされた。輝政は、姫路転封後、播磨国において宗以に「合力知」を与えようとしたが、ここでも辞退した。しかし、「御国中不残之御茶御用」を仰せ

つけられることになった。その後も、事あるごとに道具拝領や長刀一振を下されるなど、輝政の懇意を蒙った。

次に、鳥取池田家と関わる部分である。宗以は、輝政三男忠雄を備前岡山城に度々訪れ、「御懇之御儀」を蒙った。その後、光仲の鳥取移封後、若桜町において町屋敷を拝領し、茶料の前借りなどを行った。また、2代綱清の時、元禄11（1698）年に星野家居宅が類焼の際には救米を下され、光仲と3代吉泰の在世中には宇治の居宅へ御成を受けた旨が記されている。

この中で注目されるのは、星野家が池田輝政との関係を強調していることである。それは藩祖光仲以降の簡潔な記載と比べると明らかだが、その最たる例は、星野家の当主が代々名乗った「宗以」という通称名が、輝政の命によるものとされている点である。こうした史実は、他の史料から傍証することは困難であり、おそらく星野家による作為と考えられる。由緒書の中には、ほかにも作為的に由緒を捏造したと思われる箇所がある。輝政が奈良越えをするくだりは、徳川家康が本能寺の変後、堺から伊賀の間道を抜け三河まで脱出する「伊賀越の危難」の逸話と非常に類似している。

鳥取藩の分家西館当主池田冠山による『思ひ出草』にも、星野宗以による道案内のことが記されている。

【史料11】

予が太祖三左衛門殿の父勝入殿、山崎合戦の時、宗以が祖、道案内せし頃は、掃部助といひし武士なりし、武士に厭はてしとて、頭を剃り茶師とはなれりける、爰を以三左衛門殿にも懇にし給ひ、おほやけに茶を奉る事を願ひやり、又前田利家卿にも出入りする事を媒妁し給ひしとなん、三左衛門殿より賜れる長刀及び大和柿奉りし挨拶の直書、宗以まいる三左としたるを秘蔵せり（後略）⁵⁹

『思ひ出草』と寛保の由緒書を比較すると、相違点として、①道案内をしたのは由緒書にある2代目宗以でなく、初代の掃部助とされている点。②案内を受けたのが輝政（「三左衛門」）ではなく父の恒興（「勝入」）となっている点。③宗以が剃髪し茶師となった理由として、輝政の命によるものでなく武士を厭ったためとされている点が挙げられる。

一方で、共通点として①道案内を契機に、輝政と懇意になり、茶詰をするようになった点。②星野家には輝政から下賜された長刀と書状を秘蔵している点である。ここでは、加賀前田家に入出入りするようになったのは、輝政の媒妁によるものとされている点は注目できる。

『思ひ出草』は天保3（1832）年に成立し、寛保の

由緒書より90年後に記されたものであるが、のちに述べる通り、冠山は実際に星野の居宅を訪ねており、この由緒の部分もその時星野自身から聞いたものである。

輝政から拝領した長刀や書状を所持していることは、両者に出てくることから事実であろう。そのように考えると、星野家と輝政の関係は確かにあったものと思われる。ただ、寛保の由緒書には輝政との由緒について脚色も多く含まれており、その取り扱いには注意を要する。

では、寛保の由緒書において輝政との由緒を強調しなければならない理由は何だったのだろうか。それは星野家をはじめとする宇治茶師の経済状況にあった。当時、茶師らは経営難から幕府や諸大名から多額の借財を行っており、のちに述べるが鳥取藩に対しても同様であった。このような時期であるから、岡山・鳥取藩をはじめとする池田一族の繁栄の基礎を築いた輝政との由緒を強調することで、単なる御用商人ではなく、輝政恩顧の家柄であることを誇示し、星野家安泰のため、鳥取池田家との関係を強化する意図があったと考えられる。

3 鳥取池田家と星野宗以

次に、池田家と星野宗以家との関係について、①扶持支給、②拝領町屋敷、③藩主御目見、④茶料前借・拝借銀、⑤鳥取藩士族への編入について、それぞれ検討していくことにしたい。

① 扶持支給

宇治茶師らは、諸大名家から扶持米や合力米を給されることが一般的に行われていた。星野家と同じ御物茶師である上林味トは熊本細川家から30人扶持（のち15人扶持）、同じく上林春松は徳島蜂須賀家から合力米100石がそれぞれ給され、星野宗以家も伊予松山松平家から合力米100石（のち15人扶持）を与えられていた⁶⁰。鳥取藩も同様、寛政12（1800）年12月27日に、扶持を給することになる。

【史料12】

一、星野宗以儀、兼而相願候趣有之二付、此度拾五人扶持被遣旨被仰出、尤右之通被仰付候得共、御時節柄故、御儉約中者先五人扶持御渡被遣旨、御用人を以御茶道江申渡之⁶¹

この史料によると、9代宗以は15人扶持を給されることになったが、時節柄「御儉約中」ということもあり、まずは5人扶持のみ遣わされた。

それでは、この扶持はどのような目的で与えられた

ものであったのであろうか。明治3（1870）年の史料に「従前為茶料被遣候五人扶持」とあり⁶²、この扶持が茶料の代わりに給されたものであること、明治初年まで5人扶持のまま据え置かれていたことがわかる。ただ、実際にこの5人扶持だけで、茶料をまかなうことは不可能であることから、扶持以外にも茶料が支払われた可能性が高い。

② 拝領町屋敷

拝領屋敷が与えられた事例は、上林味ト（熊本藩細川家）と片岡道二（広島藩浅野家「道二茶屋」）などが知られている⁶³。

鳥取藩と星野宗以の場合、前記の史料10によると、鳥取城下の若桜町に拝領町屋敷が与えられていたことになっている。しかし、安政6（1859）年「鳥取城下之図」によると、若桜町でなく若桜往来沿いの職人町（現在の職人町33番地付近）に存在している⁶⁴。この屋敷は通称「宗以屋敷」と呼ばれていたようで、明和4（1767）年2月、宗以が藩主重寛の初入国（実際はすでに3度国入りしている）の祝儀に来藩した際、「旅宿之儀者、宗以屋敷大津屋新右衛門所へ到着申す」とある⁶⁵。

この拝領町屋敷は、寛保の由緒書では光仲より拝領したとされているが、管見の限り、明暦2（1656）年10月26日、星野宗以が鳥取へお見舞いにやってきた際、「寔元ニ家屋敷在之付、下々かまいなし」とあるのが一次史料における初見である⁶⁶。

拝領町屋敷は、星野宗以が藩主御目見のため来藩した際の旅宿となるとともに、星野家手代が藩へ茶壺を納入する時に使われたものと考えられる。通常、宗以屋敷には大津屋新左衛門が住居していた。大津屋は鳥取の町年寄を勤め、明治初年まで同所で米問屋を営し、先祖の辻新右衛門は池田光政のもと鳥取の城下町の整備を行った中心人物であるという由緒をもつ、草分的な町人であった⁶⁷。

③ 藩主御目見

藩主への御目見は、星野家と池田家との関係を確認する格好の機会であり、そのため数年に一度の割合で行われていた。近世初期は、単にお見舞いという名目で来藩し、藩主の御目見を得ていたが、中・後期には藩主代替や星野家当主の代替に際しての御目見が増えている。また、前・中期には御目見を受ける場所が国元であったのが、後期になると伏見藩邸において行われる事例が増える（表6）。

このほか、宇治の星野邸では藩主の御成を受けるこ

表6 星野宗以家と鳥取藩の関係一覧

和暦	西暦	月日	事項	出典
寛永10年	1633	2月8日	彦三、池田光仲国替への祝儀のため鳥取へ来る	家譜
慶安元年	1648	8月9日	宗以、見舞いのため来藩。逗留中扶持方4斗8升・俵2俵	家譜
明暦2年	1656	10月26日	宗以、見舞いのため来藩。家屋敷があるため、かまいなし	家譜
万治元年	1658	12月1日	宗以、万治2～4年分の茶料を前借りする	家譜
寛文2年	1662	11月	宗以、寛文2～4年分の茶料を前借りする	控帳
寛文9年	1669	4月29日	宗以、寛文10～12年分の茶料銀10貫目を前借りする	家譜
寛文12年	1672	7月2日	宗以、茶料前借り	家譜
延宝2年	1674	9月18日	宗寂（宗積）、はじめて来藩（21日まで）。藩主光仲へ御目見	家譜
延宝3年	1674	10月8日	宗以、茶料10貫目を前借りする	控帳
宝永元年	1704	10月19日	宗以、藩主吉泰の初入国祝いに来藩、御目見（28日まで）	家譜
享保12年	1727	閏1月1日	宗以、当人代替り後、はじめての来藩、御目見（5日まで）	家譜
宝暦6年	1756	11月3日	宗以、洪水による居宅破損のため、拝借銀を願い出るも、不許可	家譜
明和4年	1767	2月10日	宗以、藩主重寛へ御目見のため来藩（25日まで）	家譜
安永8年	1779	11月18日	宗以、茶料銀10貫目（本来は15貫目）、「順年」につき前借り	家譜
寛政元年	1789	11月3日	宗以、茶料銀15貫目、「順年」につき前借り	家譜
寛政12年	1800	12月27日	宗以、以後、毎年15人扶持を頂戴（儉約中につき、5人扶持）	家譜
享和元年	1801	1月25日	宗以、扶持方拝領の御礼のため来藩（晦日まで）	家譜
文化5年	1808	12月22日	宗以、悴宗立、来春伏見屋敷にて初御目見を願い出る	家譜
文化9年	1812	9月3日	宗以、幕府茶壺御用宿巡番につき、50俵拝借	家譜
文化14年	1817	2月29日	道齋、悴宗以、伏見にて藩主に御目見	家譜
文政5年	1822	11月25日	宗以、幕府茶壺御用宿巡番につき、50俵拝借（10年賦）	家譜
天保4年	1833	11月24日	宗以、幕府茶壺御用宿巡番につき、銀1貫目拝借（5年賦）	家譜
天保10年	1839	11月17日	道齋と養子宗以、来春伏見屋敷にて藩主への御目見を願い出る	家譜
弘化3年	1846	2月22日	宗以、伏見にて養子宗以の藩主へ初御目見を願い出る	家譜
嘉永3年	1850	2月15日	道齋、伏見にて藩主御目見を許可される	家譜
文久2年	1862	5月7日	宗以、茶直段3割増しを願い出、許可される	家譜
文久3年	1863	2月14日	宗以、藩主伏見通行時の養子宗以の御目見を願い出る	家譜
明治3年	1870	1月9日	宗以、鳥取藩へ召し出され、5人扶持で土族となる	家譜
		5月14日	宗以悴蔵、父に代わり鳥取藩土族となる	家譜
明治4年	1871	11月27日	蔵、京都藩邸引き払いのため、鳥取への帰郷を命じられる	家譜

鳥取藩政資料「控帳」および「星野蔵家譜」より作成。

とがあった。史料10には光仲と吉泰の御成を受けたことが記されていた。しかし、この御成以降、藩主が宇治の星野邸を訪れることは、最後の藩主慶徳が明治2(1869)年に御成するまでなかったようである⁶⁸。天保元(1830)年に星野邸を訪問した池田冠山に星野宗以自身が、「久々御入の御方とてもなく因州にては天祥院殿(吉泰)、備前にては保国院殿(岡山藩3代継政)及び池田長閑齋殿(鴨方藩3代政方)御入ありしも、昔語になりて」と述べている⁶⁹。吉泰御成の際には、宗以のほか妻子まで謁見を受け、御膳を献じたという。

蛇足であるが、この時冠山が見聞きしたところを『思ひ出草』より少し紹介しておこう。星野家において冠山に茶が振る舞われた際、椀や茶台に池田家の家紋揚羽蝶を用いたものが出された。これらは、拝領したものではなく「備前、因幡御両家、及び御分家の御方々、いつ何時御過臨有べきもしらざれば、かく用意は仕なり」と、池田一族をいつでも迎えることができるように用意したものであった。また、冠山が宗以の案内のもと平等院を巡っていたおり、宗以が傍にある一堂を指さし、「これは私の家で作った備州と因州両家の位牌を安置している所で、毎日参向し御恩を謝し申している」と言ったという。冠山が近づいてみたところ、亡くなって間もない7代齊邦の位牌もあり、星野家の配慮に感じ入ったという。

ここからも、星野宗以家にとって鳥取池田家だけでなく、岡山池田家を含む池田一族が特別な存在であったことが看取される。また、星野家がこうした関係を維持していくため、輝政との由緒の強調や歴代藩主の位牌を自ら作って祀るほか、藩主や支藩の当主が邸宅へ来臨した際の厚いもてなしなど様々な手だてを講じていた姿を見ることができる。

④ 茶料前借・拝借銀

宇治茶師は、江戸初期から幕府・諸大名家から多額の借金を行い、近世を通じて経済的窮乏が続いていたことは先に述べた。とくに諸大名家からは数年分の茶料の前借りも行っていたが、星野宗以家も他の茶師同様に鳥取藩から行っていた。その初見史料は、万治元(1658)年で、次のようなものであった。

【史料13】

一、星野宗以手前不成二付、年々之御茶領七・八年も一度二御借被下様二と御訴訟申上候、其段被聞召、来亥ノ年より丑ノ年迄之御茶領、当暮二星野手前へ相渡候様二と、山本宗賢罷帰砌、大坂へ申渡す事⁷⁰
星野宗以は「手前不成」という理由で、7、8年分の茶料を一度に借りたい旨、訴訟してきた。藩側は、そ

の訴訟を認めた上で、翌万治2(1659)年から寛文元(1661)年までの3年分を暮れに渡すことを決めた。その旨は、宇治から大坂へ帰る茶道の山本宗賢から大坂藩邸へ伝えられた。

このように、星野宗以は万治年間より茶料の前借りを願ったが、その額は3年分を一度に借りるというものであった。万治元年を先例として、以後星野は3年に一度茶料の前借りを願い、藩はそれを許可するようになっていた。表6によると、近世前・中期の茶料の額は3年分で銀10貫目であったことがわかる。近世後期、寛政年間頃になると、物価の高騰に合わせて5割増しの15貫目とされた。ただし、先述のとおり寛政12(1800)年より茶料として扶持米が支給されるようになったため、以後茶料の前借りは見られなくなる。

表6を見ると、前借りが定例のように行われていたかに思われるが、実際は、藩は前借りについて難色を示していた。寛文9(1669)年、藩は同10~12年分の茶料10貫目の前借りを許可したが、この前借り願いは同7年と翌8年と2度続けて拒否していた。同9年の3月、星野は再々度、茶料前借りについて次のとおり藩に願った。

【史料14】

一、星野宗以御茶之前銀御借被成被下候二と申候、然共御簡略之節二候へハ、成申間敷候由申聞候処、左候ハ、御茶ハ算用詰二可仕候由申付而、右之趣申上候処、左候ハ、御借可被成との事⁷¹

茶料の前借りを願う星野に対し、藩側は「御簡略(= 儉約)」の期間であるので、それは許可できない旨を申し述べた。このような藩の対応に対し、星野側は茶詰を「算用詰」で行うよう求めたところ、藩側は前借りをやっと許可した。

鳥取藩では、初代光仲の頃より財政状況は芳しくなく、寛文7(1667)年には幕府から江戸金杉の堀普請を命じられ、京都の商人から多額の借財を行っていた。史料14で茶料前借りを拒む藩側の理由として「御簡略」が挙げられていたが、これは一種の儉約令で、鳥取藩では近世を通じて御簡略が出されるという財政状況であった。

こうした宇治茶師に支払われる茶料は、一般的に市場価格より安い値段で支払われたと言われ、茶師たちは幕府や諸大名家に度々茶料の引き上げを要求したとされている。星野家も、文久2(1862)年5月7日、「御茶製方」が「近来諸入用相増」した上、一昨年中より「格別之高直」になり甚だ難渋し、去年までは「押而在来之通」り勤めてきたが、もはや「是迄之通二而ハ難取凄」として、大判詰を除く茶壺の茶料の直段を3

割増しにして欲しい旨要求している。藩側は、裏判所の取り調べの上、その旨を承諾している⁷⁹⁾。

次に、拝借銀について同じく表6から見ていくことにしたい。これによると、拝借銀や拝借米を願う場合として、洪水による困窮と幕府茶壺の御用宿を勤めるための2種であったことがわかる。ただし、前者の場合、宝暦8(1758)年11月に出示された金100両の拝借願いは、藩は一応「格別之儀」であることを認めつつも、結局「他借」りするよう星野へ申しつけている⁷⁹⁾。後者は、幕府御用であったためか、格別に米や銀が貸し付けられ、年賦で返済するように申しつけられていた。宇治茶師側にすれば、幕府御用を勤めるという名目は拝借銀を願うのに格好の理由とされていたようで、近世後期の拝借銀の名目はほぼこれであった。

⑤ 鳥取藩士族への編入

このように、星野家は鳥取藩の拝借銀に頼って幕府御用などを勤めるなど、強度に藩に依存していたことが知られるが、明治維新後は鳥取藩士族となった⁷⁹⁾。

明治3(1870)年1月9日、鳥取藩は京都において星野宗以を、「従来由緒も有之候付、此度格別二藩江被召出、士族被仰付候事」と、5人扶持で鳥取藩士族に召し出した。同年5月14日には、病気の宗以に代わって、同人倅巖が召し出される。

さらに、同4年11月27日、廃藩置県により京都藩邸を引き払うに当たって、巖に「京師諸邸引払候付、帰縣申付候事」と、鳥取県への帰県を命じた。このうち、実際に鳥取へ移住したのか、藩主のいる東京に行ったかは不明である。しかし、同6年の「士族禄高取調帳」によると、「現米八石七斗三升六合 星野巖」とされていた。

このような宇治茶師の士族召し出しについて、『宇治市史』は茶師等が町人という身分を嫌い、明治維新後士族への取り立てを願ったことを記すのみであるが⁷⁹⁾、実際に士族に取り立てられた星野家の事例は非常に貴重なものといえる。士族への取り立て理由として「由緒」があることとされたが、この由緒とは星野家が強調した輝政との関係や藩祖以来代々鳥取池田家の宇治茶御用を請けていたことであることはいうまでもない。

おわりに

以上、鳥取藩と宇治茶および宇治茶師について検討してきたが、ここでは本論で述べてきた内容を次のようにまとめておきたい。

① 鳥取池田家における茶詰の歴史は、藩祖光仲の鳥取移封後まもない寛永10(1633)年よりはじまり、明治維新まで200年以上に渡って行われた。当初は、宇治御壺や蓮花王壺といった由緒ある茶壺を、毎年4、5月頃国元・江戸から藩士が行列を組んで宇治まで運んでいた。宇治では星野宗以ら茶師によって茶詰が行われたのち、茶壺は愛宕山長床坊で一夏を越え、9月頃、口切茶事に合わせて藩主の在所に運ばれた。こうした茶は、口切茶事で使われるほか、他の大名や幕閣に送られる進物用や家臣への下賜品、菩提寺や祈祷所への献物されるなど多くの用途に用いられた。

② しかし、藩祖光仲の治世後半には財政状況が悪化し、その後も儉約令が毎年のように出されるようになると茶詰に関わる経費や人員は簡略化されていった。その端緒となったのが、元禄9(1696)年の茶詰への茶道役の立ち会いの中止や同14(1701)年の茶壺運搬警固役の変更(徒から足軽へ)であった。その後、愛宕山への茶壺移送が中止されるなど簡略化が進んだ。そして、近世後期には茶壺の調達から茶詰、運搬にいたるほとんど全ての業務を星野宗以が藩に代わって行うようになった。また、寛政年間以降、宇治茶自体の購入量が減少し、宇治茶師星野宗以家に支払われる茶料も時代を経るにつれて半減され、寛政末年には茶料の代わりに扶持米を給するようになった。こうしたなか、宇治茶の用途も限定されるようになり、天保年間には、口切茶事で用いられるほかは、菩提所や藩祖光仲をはじめとする歴代藩主の霊廟用が中心となった。

③ このように時代を経るにつれ、鳥取藩において茶詰御用は縮小し、それらの諸業務において藩は星野宗以家に全面的に依拠するようになる。一方で鳥取城下に拝領町屋敷を持ち、藩主の御目見を受けるなどの特権を有していた星野家も同様に財政面で大きく藩へ依存していった。早くも万治2(1659)年には、3年分の茶料前借りをを行い、以後、例年のように前借りが行われた。借財等で経営的に行き詰まるようになった星野家は、池田一族隆盛の祖輝政や藩祖光仲との由緒を強調し、池田家との関係を強めようとした。こうした鳥取藩と星野家との関係は幕府崩壊後も続き、最終的には鳥取藩士族に召し出されるに至った。

今回の検討で鳥取藩と宇治茶師との関係は、両者の財政窮乏に大きく影響されつつも近世を通じて茶詰御用は継続され、藩においては宇治茶が儀礼・進物など

に利用されていたことを明らかにした。ただ、その用途が、後期になると菩提寺や歴代藩主の霊廟用など先祖への供物に限定される。この変化に関しては、史料の制約上、藩財政からしか説明出来なかった。この点は幕府や他藩との関係や鳥取藩における先祖祭祀の問題などの視点からも検討していく必要がある。

また、星野宗以家は最終的に鳥取藩士族に召し出されたが、同じく御用町人として藩と関係を持つ他の三都の御用商人らの関係は明治維新後いかに推移するのか。今後、この点を明らかにすることで宇治茶師の鳥取藩における位置づけが明確になるとともに、維新後の鳥取藩と外部との関係を検討する上で重要な視点となるであろう。

謝 辞

本稿は、鳥取地域史研究会2007年度10月例会において同タイトルで報告した内容を論文化したものです。会員の方々には貴重なアドバイスをいただきました。また、宇治茶師関係資料の閲覧・複写において、坂本博司氏をはじめとする宇治市歴史資料館のみなさんには多大な便宜を図っていただきました。諸氏に対し、末筆ながら記して感謝申し上げます。

脚 注

- 1) 渡辺浩『『御威光』と象徴—徳川政治体制の一側面—』（岩波書店『思想』740号、1986年2月号）p145。
- 2) 研究史は数多くあるが、さしあたり林屋辰三郎、藤岡謙二郎『宇治市史 近世の歴史と景観』第3巻、第1章第5節「茶師仲ヶ間と茶壺道中」（宇治市役所、1976）、御茶壺道中調査事業推進班『茶壺道中誌』（都留市、1990）、坂本博司『緑茶の時代—宇治・黄檗の近世史—』（宇治市歴史資料館、1999）、内藤恭義『御茶壺道中の研究』（私家版、2004）を参照のこと。その他の研究成果については、拙稿「数寄屋坊主と茶壺道中」（『近世国家・社会と公文書』岩田書院、2008予定）を参照していただきたい。
- 3) 坂本博司「門主の茶—宇治茶師上林道庵との関係を中心に—」（『本願寺史料研究所報』28号、2003年3月）。
- 4) 坪内淳仁「宇治茶師上林春松・尾崎坊有庵家と尾張藩御用茶詰」（『愛知大学総合郷土研究所紀要』Vol.50、2005）。
- 5) 徳島藩と宇治茶師との関係を紹介したものとして、徳島市立徳島城博物館の展覧会図録『大名の旅—徳島藩参勤交代の社会史—』（徳島城博物館、2005）がある。根津寿夫氏は図版解説のなかで、「御用茶師と大名家の関係は、ブランド品であった宇治茶を供給するにとどまらず、蜂須賀家との由緒を強調するように歴史的であり、しかも藩主との個人的な交際をも内包するものであった。その意味では、

茶師という大名家に付属し展開した特異な集団のあり方は江戸時代社会の特質を考える上で注目される」と、重要な指摘をされている。

- 6) 「万留帳」（鳥取藩政資料2475）寛永10年4月10日。
- 7) 『鳥取県史3』近世政治（鳥取県、1979）pp82-83。
- 8) 「万留帳」（鳥取藩政資料2475）寛永10年2月8日、および「星野巖家譜」（鳥取藩政資料8998）。この星野彦三郎は、宇治茶師星野宗以家の人物であると思われるが、誰にあたるかは不明である。
- 9) 「控帳」（鳥取藩政資料2521）寛文10年4月29日。
- 10) 宇治では、「御物御壺出行無之内新茶出スヘカラス」（「茶ノ沿革」『上林春松家文書』収蔵文書調査報告書6、宇治市歴史資料館、2004）という高札が出され、將軍茶壺への茶詰が終わるまで新茶を郷内から外へ出すことは許されなかった。
- 11) 「控帳」（鳥取藩政資料2505）明暦元年8月28日。
- 12) 『寛政重修諸家譜』第5巻（続群書類従完成会、1964）pp63-64。
- 13) 「万留帳」（鳥取藩政資料2482）寛永19年5月20日。
- 14) 「控帳」（鳥取藩政資料2508）万治2年4月23日。
- 15) 『宇治市史3』p174。
- 16) 「河田景興家譜」（藩政資料9175）。
- 17) 慶長18年7月27日「御道具割符帳」。これによると「宮内少輔（忠雄）江相渡分」のうち「数寄屋道具之分」に、「宇治壺壺ッ」とある。また、「かたつきの壺壺ッ」も分与されている（外園豊基『『姫路城主池田家分限帳』』（研究代表者深谷克己『岡山藩の支配方法と社会構造』1996））。この史料は、鳥取藩政資料にも『鳥取藩史』作成時の収集資料として、筆写本「池田三左衛門輝政公播州姫路在城」（資料番号7092、内題「輝政公侍帳」、享保13年6月8日に筆写された史料をさらに引き写したもの）がある。そこには、「宮内少輔江相渡ス分」として「宇治壺壺」「肩衝壺壺」とあり、前掲史料と同内容である。
- 18) 『因州池田侯爵家御蔵品入札目録』。
- 19) 「万留帳」（鳥取藩政資料2482）寛永19年5月20日。
- 20) 『鳥取藩史』第1巻（鳥取県立鳥取図書館、1969）p18。
- 21) 岡島正義「因府年表」（『鳥取県史7』近世資料所収）p379、享保11年4月4日条に「宗林父を宗賢と云、秩二百石。御茶道なり。此人山本家の元祖にて、往年小堀遠州公より御当家へ御貰ひに相成候にや」とある。「御用人触口御茶道」（鳥取藩政資料6929）によると、宗賢は正保4年に切米100俵で召し抱えられ、京都逗留中は5人扶持を給された。延宝元年には坊主衆支配を命じられている。
- 22) 「万留帳」（鳥取藩政資料2482）寛永19年5月20日。
- 23) 「控帳」（鳥取藩政資料2506）明暦2年閏4月18日。
- 24) 坂本『緑茶の時代—宇治・黄檗の近世史』pp16-19。

- 25) 坪内「宇治茶師上林春松・尾崎坊有庵家と尾張藩御用茶詰」pp5-6。
- 26) 『鳥取県史3』近世政治, p94。
- 27) 「控帳」(鳥取藩政資料2507) 万治元年3月23日。
- 28) 「控帳」(鳥取藩政資料2520) 寛文9年4月30日。
- 29) 「万留帳」(鳥取藩政資料2475) 寛永12年4月7日。
- 30) 坂本「門主の茶—宇治茶師上林道庵との関係を中心に—」p8。
- 31) 「控帳」(鳥取藩政資料2520) 寛文9年9月5日。
- 32) 坂本「門主の茶—宇治茶師上林道庵との関係を中心に—」pp8-10。
- 33) 「控帳」(鳥取藩政資料2505) 明暦元年8月28日。
- 34) 『宇治市史3』および拙稿「数寄屋坊主と茶壺道中」。
- 35) 「控帳」(鳥取藩政資料2506) 明暦2年9月11日。
- 36) 「控帳」(鳥取藩政資料2513) 寛文2年11月2日。
- 37) 「控帳」(鳥取藩政資料2506) 明暦2年10月19日。
- 38) 「控帳」(鳥取藩政資料2506) 明暦2年10月19日。
- 39) 「万留帳」(鳥取藩政資料2482) 寛永19年1月11日。
- 40) 「控帳」(鳥取藩政資料2546) 元禄14年閏5月23日。
- 41) 「控帳」(鳥取藩政資料2540) 元禄9年5月15日。
- 42) 「控帳」(鳥取藩政資料2541) 元禄10年4月25日。
- 43) 「河田景興家譜」(藩政資料9175)。
- 44) 坂本「門主の茶—宇治茶師上林道庵との関係を中心に—」p11。
- 45) 上林柏堂「愛宕山の御茶壺蔵」(『京都茶業』20-2, 1938)によると、禁裏御用茶壺は寛保年中を最後に長床坊へ上げることはなくなったという。また、正保年中より60年たった宝永～享保年中ごろには、茶壺蔵が大破におよび、京都所司代へ修復料の拝借を願いついでいる。
- 46) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998) 明和7年11月7日。
- 47) 『鳥取藩史』第4巻(鳥取県立鳥取図書館, 1971)「寺社志1」。
- 48) 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御傳記』第1巻(鳥取県立博物館, 1988) p294,p353。
- 49) 『贈従一位池田慶徳公御傳記』第2巻, p251。
- 50) 「御茶料定式高」(鳥取藩政資料12759)。
- 51) 『宇治市史3』pp137-156。
- 52) 「茶ノ沿革」(『上林春松家文書』) p34。「関東御壺宇治御出行相済候而、星野宗以ヨリ京都へ御案内申上、其後日限等被仰出候、御壺宗以宅ニ御着、名々へ相渡」とされていた。
- 53) ただし、『宇治市史3』p135では、星野家の取引先の一つとして「松平相模守」=豊後府内藩の松平(大給)家を挙げていますが、鳥取池田家でも代々の当主の受領名は相模守であり、松平姓を名乗っていることから鳥取藩である可能性が高い。
- 54) 三入家文書425T-D-6「御壺詰代勤覚」。宇治歴史資料館所蔵の写真帳による。同史料は、寛政12(1800)年、8代宗以(当時は隠居道斎)が亡くなった際、上林三入が星野家に代わって4藩の茶詰を行った記録である。この史料によると、「右御茶詰於請所三入詰上候、但し、入日記之分印判拝領物御茶料手形者宗以名前ニて例之通御礼状忌明後差出事」と、入日記の印判や拝領物、茶料の手形は宗以の名前を用いとされている。
- 55) 上林春松家T・K9。宇治歴史資料館所蔵の写真帳による。
- 56) 長井貞甫家42-1。宇治歴史資料館所蔵の写真帳による。
- 57) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 58) 「京都伏見寺院并町人由緒書」(鳥取藩政資料6529)。
- 59) 「思ひ出草」巻三の「茶師の事」(『隨筆百花苑』第7巻, 中央公論社, 1980) pp193-195を参照。
- 60) 『宇治市史3』p135。
- 61) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 62) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 63) 『宇治市史3』p134～136。
- 64) 「鳥取城下全図」(鳥取藩政資料14163)。また正徳5(1715)年に作成された「鳥取市街大切図」(鳥取藩政資料848)によると、宗以屋敷は表間口6間、裏行16間で「自分屋敷諸役御免」「宇治星野家名代大津屋孫左衛門」とあることから、「自分屋敷」=購入した町屋敷であったことがわかる。
- 65) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 66) 「控帳」(鳥取藩政資料2506) 明暦2年10月26日。
- 67) 『新修鳥取市史』第2巻(鳥取市, 1988) pp253-256。
- 68) 明治2(1869)年1月26日、慶徳が宇治方面へ遊覧に行った際、星野邸を訪問している(「京都御目付日記写」鳥取藩政資料3768, 明治2年1月26日)。
- 69) 「思ひ出草」巻三の「茶師の事」p194。
- 70) 「控帳」(鳥取藩政資料2507) 万治元年閏12月2日。
- 71) 「控帳」(鳥取藩政資料2520) 寛文9年3月1日。
- 72) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 73) 「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)。
- 74) 以下、士族召し抱えについての記述はすべて「星野巖家譜」(鳥取藩政資料8998)による。
- 75) 『宇治市史3』p134。